令 和 3 年 11 月 19 日
民生環境常任委員協議会資料
福　　祉　　部

青森市福祉館条例の一部を改正する条例の制定について

1　制定理由

福祉部が所管する「福祉館」は、市民に娯楽、休養、読書その他余暇の善用及び集会の場を提供することによって、福祉の増進を図るため、市内１１箇所に設置している。

現在、老朽化対策として改築中の幸畑福祉館及びほろがけ福祉館の建て替えが令和３年度内に完了し、これまでの和室に代わり集会室・多目的室を設置することに伴い、新たに使用料の額を定めることが必要であることから、所要の改正をしようとするものである。

2　福祉館改築の概要

（１）幸畑福祉館

令和２年度　設計、旧施設解体

令和３年度　改築工事

（２）ほろがけ福祉館（浜館分団第１・５班機械器具置場と複合化）

令和２年度　設計、旧施設解体

令和３年度　改築工事

3　改正の概要

条例別表中の室名、面積及び金額を以下のとおり改定する。

館名	室名	面積		午前	午後	夜間	全日
		（㎡）	（畳）	（円）	（円）	（円）	（円）
幸畑	和室	85.05	52.5	640	1,780	2,150	3,940
ほろがけ	和室	73.71	45	640	1,520	1,900	3,430

⇨

使用場所	面積	午前	午後	夜間	全日
	（㎡）	（円）	（円）	（円）	（円）
集会室・多目的室A	42.62	500	1,150	1,520	2,660
集会室・多目的室B	42.62	500	1,150	1,520	2,660
集会室・多目的室C	52.17	500	1,150	1,520	2,660
集会室・多目的室A	66.24	640	1,520	1,900	3,430
集会室・多目的室B	66.24	640	1,520	1,900	3,430
集会室・多目的室C	57.96	500	1,150	1,520	2,660

※金額は現行の使用料の面積区分の規則性に基づき設定したものである。

※合わせて表の体裁を整え、表全体を改めることとする。

（「室名」を「使用場所」に変更、面積㎡の表示、円の表示）

4　施行期日

公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。